第77回国民体育大会宿泊基本計画(案)

第77回国民体育大会宿泊基本方針に基づき、県、会場地市町村及び関係機関・団体等は、相互に緊密な連携を図り、次の準備業務を推進する。

1 配宿業務の実施

(1) 宿泊施設に関する調査の実施

選手・監督、役員、視察員、報道員及びその他の関係者(以下「大会参加者」という。) の配宿計画の作成に資するため、県と市町村が連携し、宿泊施設に関する調査を実施する。

(2) 仮配宿計画の作成

宿泊施設に関する調査及び全国宿泊意向調査等に基づき、配宿計画の円滑な作成に資するため、県と会場地市町村は連携して仮配宿計画を作成する。

(3) 宿泊施設の充足対策

仮配宿計画において、会場地市町村の旅館(旅館業法の許可を受けて営業を行う旅館、ホテル及び簡易宿所をいう。以下同じ。)のみでは大会参加者の収容が困難な場合は、会場地市町村が、公共施設等の転用(以下「転用施設」という。)及び民家の利用(以下「国体民泊」という。)並びに近隣市町村の旅館の利用(以下「広域配宿」という。)を行うなど必要な充足対策を行う。

なお、転用施設の利用や国体民泊の受け入れ及び広域配宿が円滑に遂行できるよう、 必要に応じ、県及び会場地市町村等による連絡会議を設置する。

(4) 宿泊予定者数の把握

配宿計画の作成に必要な各都道府県の宿泊予定者数を把握するため、県は各都道府県 等への全国宿泊意向調査を実施する。

(5) 配宿計画の作成

県と会場地市町村は、仮配宿計画に基づき市町村ごとの宿泊人数を調整のうえ、配宿 計画を作成する。

2 宿泊料金の決定

宿泊料金については、先催県の事例も参考に、県準備(実行)委員会が、旅館等の関係機関との協議結果を踏まえ、公益財団法人日本体育協会と協議し、その決定は、公益財団法人日本体育協会において行う。

3 宿泊本部の設置

宿泊申込み及び変更、取消しに関する一連の業務を迅速かつ正確に処理するため、県に 宿泊本部を設置する。

4 標準献立の作成

大会参加者への食事は、安全・安心で栄養バランスが良く、豊かな自然と良質な水に育まれた栃木県産の様々な食材を利用した郷土色豊かなものを提供する。

また、選手が十分に活躍できるよう標準献立を作成するとともに、調理関係者等を対象に講習会を開催し、標準献立の普及に努める。

5 弁当の調達

昼食弁当については、県及び会場地市町村が、必要に応じて調達斡旋を行う。

6 接遇講習会の実施

大会参加者へのサービスの向上と真心あふれるおもてなしを実施するため、宿泊業務従 事者等を対象に、接遇講習会を実施する。

7 その他

上記のほか、宿泊業務の実施に関して必要な事項については、要項等を定め推進する。